政令

都市再開発法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十五年十一月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十一号

都市再開発法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第百三十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十五条」に改める。

第五十四条を第五十五条とし、第五十三条を第五十四条とし、第五十二条を第五十三条とする。

第五十一条の見出しを削り、同条中「指定都市、」を削り、同条を第五十二条とし、第五十条の次に次の見出し及び一条を加える。

（大都市等の特例）

第五十一条　指定都市において、法第百三十七条の規定により、指定都市の長が行う事務は、法及びこの政令の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務（法第四十一条第三項（法第五十条の十一第二項（法第百六条第七項において準用する場合を含む。）及び法第百六条第六項において準用する場合を含む。）の認可を除く。）のうち、個人施行者、組合又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業に係る事務及び法第七章の規定による事務とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に都市再開発法若しくは都市再開発法施行令の規定により都道府県知事が行った認可その他の行為又はこの政令の施行の際現に同法若しくは同令の規定により都道府県知事に対して行っている認可の申請その他の行為で、施行日以後これらの規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該指定都市の長が行った認可その他の行為又は当該指定都市の長に対して行った認可の申請その他の行為とみなす。

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三

建築士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十五年十一月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十二号

建築士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「十五人以内」を削る。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三

告示

○総務省告示第四百二十四号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成七年自治省告示第六号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月十五日

総務大臣　新藤　義孝

異動の届出年月日	異動事項
平成二十五年十月十七日	新 旧
社会民主党（しゃかいみんしゅとう）	代表者の氏名　吉田　忠智 又市　征治

○総務省告示第四百二十五号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成七年自治省告示第七号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月十五日

総務大臣　新藤　義孝

異動の届出年月日	異動事項
平成二十五年十月十七日	新 旧
社会民主党（しゃかいみんしゅとう）	代表者の氏名　吉田　忠智 又市　征治

○中央選挙管理会告示第三十一号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十五年中央選挙管理会告示第一号の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月十五日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

異動の届出年月日	異動事項
平成二十五年十月十七日	新 旧
社会民主党（しゃかいみんしゅとう）	代表者の氏名　吉田　忠智 又市　征治